

平成29年10月19日

会員 各位

(一社)千葉県LPガス協会

エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会の検討状況について  
(お知らせ)

標記について、下記の通り全L協より通知がございましたのでお知らせいたします。

なお、今後、LPガスもエネルギー事業者として、対応が必要になると思われますので、対応すべき方向で検討してください。

記

■9月25日に開催された標記検討会について

本検討会では、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、「省エネ法」という。）に基づき、一般消費者にエネルギーの供給の事業を行う者等は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、エネルギー消費性能等の表示等を消費者へ情報提供するよう努めなければならないこと、また平成27年7月に策定された長期需給見通しに基づく効率改善を図り、示された目標に向けた省エネの現行制度への対応について、需要家と直接的に接点を有するエネルギー小売事業者の取組の規範となるガイドラインの整備を中心に検討されており、今回よりLPガス業界から全L協がオブザーバーとして参加することとなりました。

資料につきましては、量が多いことから、以下のホームページより取得くださいますようお願いいたします。

【資料掲載】エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy\\_environment/energy\\_kouru/h29\\_01\\_haifu.html](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/energy_kouru/h29_01_haifu.html)

【参考】エネルギー供給事業者による一般消費者への情報提供に関する指針

以上

# 参考

## ○経済産業省告示第二百三十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条を実施するため、一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針を次のように定め、平成十八年七月二十五日から適用する。

平成 年 月 日

経済産業大臣 二階 俊博

一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針

- 1 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。
  - (1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報の提供
  - (2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報の提供
  - (3) エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供
  - (4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報の提供
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供
- 2 エネルギー供給事業者のうち、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者であってその供給区域内における電力量計の取付数が百万個を超えるもの及びガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する一般ガス事業者であってその供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。